公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号

公害訪問看護報酬明細書　　平成　　年　　月分

公害医療手帳の記号番号	
氏名　1男　2女　　1明　2大　3昭　4平　　年生	公害医療機関の所在地及び名称

疾病名	1 2 3	訪問開始年月日	年　月　日	実日数 日
心身の状態		訪問終了年月日時刻	年　月　日　午前・午後　時　分	
		訪問終了の状況	1 軽快　2 施設　3 医療機関 4 死亡　5 その他（　　）	
		死亡時刻	年　月　日　午前・午後　時　分	
指示期間	指示期間 年　月　日 ～　年　月　日	主治医の属する医療機関の名称		
	（特別指示期間） 年　月　日 ～　年　月　日 年　月　日 ～　年　月　日	主治医の氏名		
主治医への直近報告年月日 年　月　日		情報提供先の市（区）町村等の名称		
提供した情報の概要		特記事項		

基本療養費	⑩ 専門の研修を受けた看護師	円 × 日	円
	⑪ 看護師等		
	（週3日目まで）	円 × 日	円
	（週4日目以降）	円 × 日	円
	（3人以上）		
	（週3日目まで）	円 × 日	円
	（週4日目以降）	円 × 日	円
	理学療法士等		
	（週3日目まで）	円 × 日	円
	（週4日目以降）	円 × 日	円
	（3人以上）		
	（週3日目まで）	円 × 日	円
	（週4日目以降）	円 × 日	円
	⑫ 准看護師		
	（週3日目まで）	円 × 日	円
	（週4日目以降）	円 × 日	円
	（3人以上）		
	（週3日目まで）	円 × 日	円
	（週4日目以降）	円 × 日	円
	⑬ 難病等複数回訪問加算		
		円 × 日	円
		円 × 日	円
	⑭ 緊急訪問看護加算	円 × 日	円
	⑮ 長時間訪問看護加算	円 × 日	円
	⑯ 複数名訪問看護加算		
	看護師等	円 × 日	円
	理学療法士等	円 × 日	円
	準看護師	円 × 日	円
	看護補助者(ハ)	円 × 日	円
	看護補助者(ニ)		
	（1日1回）	円 × 日	円
	（1日2回）	円 × 日	円
	（1日3回以上）	円 × 日	円
	⑰ 夜間・早朝訪問看護加算	円 × 日	円
	⑱ 深夜訪問看護加算	円 × 日	円
	小計		① 円

訪問日

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

⑳ 管理療養費	㉑ 管理療養費	円 ＋ 円 × 日	円
	㉒ 24時間対応体制加算	円	円
	㉓ 特別管理加算	円	円
	㉔ 退院時共同指導加算	円 × 回	円
	特別管理指導加算	円 × 回	円
	㉕ 退院支援指導加算	円	円
	㉖ 在宅患者連携指導加算	円	円
	㉗ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	円 × 回	円
	㉘ 看護・介護職員連携強化加算	円	円
	小計		② 円
㉚ 情報提供療養費			③ 円
㊵ ターミナルケア療養費			④ 円
合計	⑤ ①+②+③+④		円
	⑥ 1.5×⑤		円

円

※　決　　定

注意　※印の欄は、記入しないこと。

備考　1. この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとすること。
2. 第一種地域に係る被認定者の場合は、疾病名の欄の「1」を「1　イ 慢性気管支炎　ロ 気管支ぜん息　ハ ぜん息性気管支炎　ニ 肺気しゅ　」とすること。

附則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。